

【1】2006 青山学院大学 2/17, 本学 法学部

日本国憲法は、特に1章を設けて地方自治を保障している。まず、第92条において、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の〔1〕に基いて、法律でこれを定める」と規定し、地方自治の基本原則を明らかにしている。地方自治の〔1〕については、一般に〔2〕と〔3〕により構成されていると理解されている。すなわち、〔2〕とは、地域の住民が国から独立した団体(地方公共団体)を設けて、この団体が当該地域の行政事項を処理することをいう。〔3〕とは、地域の住民が地域の行政事項に関しては自らの意思に基づき行うことを意味する。

地方公共団体の組織・運営については、^(a)国とは異なる制度が導入されている。すなわち、議決機関としての議会と執行機関としての長(首長)の両者は独立・対等の関係にあり、相互の間の均衡と調和を図りながら地方自治の運営を図ることが目指されている。また、地方公共団体においては、^(b)条例の制定・改廃、監査の請求、議会の解散請求、解職請求という〔4〕が住民に認められている。また、日本国憲法第95条は、「一の地方公共団体」にのみ適用される地方自治特別法の制定に関して〔5〕を義務付けている。最近では、1996年に新潟県巻町(当時)で原子力発電所の設置に関して〔5〕が行われたのを皮切りに、各地方公共団体が独自に〔5〕を行う旨の条例を制定し、その条例に基づいて特定の問題について〔5〕が行われてもいる。

日本国憲法第94条は、地方公共団体が「その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、〔6〕の範囲内で条例を制定することができる」と定めている。この憲法の規定を受けて、地方公共団体の行う具体的な事務については、地方自治法において具体的な定めが設けられている。この事務については、^(c)1999年に成立した法律により改革がなされている。すなわち、この改革の前においては、地方公共団体において処理する事務としては、地方公共団体の事務である公共事務、団体委理事務及び行政事務のほかに、〔7〕があった。〔7〕とは、国から、長などの地方公共団体の機関に委任されたものであって、あくまでも国の事務であり、地方公共団体の事務ではないとされていた。そのため、〔7〕に関しては地方公共団体の議会の権限が大幅に制限され、国の包括的な指揮監督を受けるものとされていたため、地方自治の観点から絶えず問題にされていた。前述した1999年の法律に基く改革により、〔7〕が廃止され、現在では地方公共団体の事務は、地方公共団体が主体的に行う自治事務と、戸籍に関する事務のような、国が本来果たすべき役割であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要のある〔8〕に分けられている。〔8〕は、旧来の〔7〕とは異なり、国の事務ではなく、地方公共団体の事務とされている。

地方公共団体が事務を遂行するためには十分な財源が必要である。しかし、かつて「三割自治」といわれたように、地方独自の自主財源が少なく、中央からの〔9〕及び〔10〕に頼らざるを得ない状況が存在している。このような現状を改革するため、現在、地方の歳出・歳入の両面で国による関与を縮減し、住民が行政サービスについて受益と負担の関係を考えて選択できるような地方財政制度を構築することを目指して、いわゆる〔11〕の改革が現在議論されている。〔11〕とこの改革が称されている理由は、この改革が〔9〕の廃止・縮減、〔10〕制度の改正及び国から地方への〔12〕の3つを一体として行うことを目指しているからである。

〔9〕とは特定の施策を奨励したり、地方の財政を援助するために国庫から交付されるものであるが、交付の際に条件がつけられており、これを受けて行う事業については地方の裁量の余地が認められない問題がある。また、各官庁ごとに交付されるため、縦割り行政の弊害があるとの指摘や、算定基準が生活基盤関連事業で不十分であり、地方公共団体に超過負担を強いるとの指摘もある。現在行われている改革においては、2006年度までに約4兆円の〔9〕を削減する大枠が決まっており、現在具体的に廃止・縮減すべき対象をめぐり議論がなされている。

〔10〕制度とは、地方公共団体の間においては財政力に格差があるので、この格差を是正し、全国的に一定の行政水準を確保するために、国税である所得税・法人税・消費税等5つの税に関する税収の一部を地方に配分する制度である。この制度に関しては、地方公共団体のうち9割以上が交付対象となっているほか、地方公共団体がこの制度に依存してしまっている等の指摘がされており、改正が検討されている。

〔12〕とは、〔9〕の廃止・縮減の見返りとして、現在国税とされている税を地方税に変更することにより、地方財政の自立を図り、地方公共団体における受益と負担の関係を明確にすることを目指すものである。具体的には、国税である所得税を縮小し、その分につき個人住民税を拡充すること等が検討されている。

1. 上記の文章の〔1〕～〔12〕に最も適切な語句を答えなさい。

2. 下線部(a)に関して、国と地方公共団体の相違について述べた下記の文章のうち、誤っているものの記号を1つ解答しなさい。

- a. 国の行政機関の長である内閣総理大臣の選出方法が、国会議員の中から国会の議決により指名される間接選挙であるのに対し、地方公共団体の長は住民の直接選挙により選出される。
- b. 国の議決機関である国会は二院制を採用しているのに対し、地方公共団体の議会は一院制である。
- c. 内閣総理大臣は、国会の議決した法律に対し不満のある場合であっても法律を拒否することができないのに対し、地方公共団体の長は、議会の議決した条例案につき理由を付して再議を求めることができる。
- d. 内閣総理大臣は衆議院を解散できるのに対し、地方公共団体の長はいかなる場合であっても議会を解散することができない。
- e. 司法機関である裁判所は国の機関として設けられるものであって、地方公共団体に設けることは予定されていない。

3. 下線部(b)に関して、次の文章のうち最も適切である文章の記号を1つ解答しなさい。

- a. 議会の解散請求が認められる反面、議会の構成員である各議員に対する解職請求は認められない。
- b. 有権者の過半数の署名を付して条例の制定を求める請求がなされた場合には、議会の議決を経ずに、当該請求に関する条例案は条例となる。
- c. 解職請求の対象となるのは、執行機関に属する公務員に関しては長のみであり、副知事・助役等の長を補佐する公務員は解職請求の対象とならない。
- d. 議会の解散請求がなされた場合には、その是非については投票等により諮られることなく、議会は当然に解散し、新しい議員を選出するための選挙が直ちに行われる。
- e. 長に対する解職請求が、所定の有権者の署名を付して選挙管理委員会に対してなされた場合には、解職の可否に関する選挙人による投票が行われ、この投票において過半数が同意した場合には、長は失職することになる。

4. 下線部(c)の法律は、国と地方の役割分担を明確化し見直すこと等を目的として、地方自治法等を大改正した法律である。この法律の通称名を答えなさい。

【1】2006 青山学院大学 2/17, 本学 法学部

1. (1) 本旨 (2) 団体自治 (3) 住民自治 (4) 直接請求権 (5) 住民投票 (6) 法律
(7) 機関委任事務 (8) 法定受託事務 (9) 国庫支出金 (10) 地方交付税 (11) 三位一体
地方自治

【2】2005 獨協大学 2/1, A方式, 本学・地方 経済学部, 法学部

日本の地方制度は1888(明治21)年の□1の制定から数えれば100年以上の歴史を有している。もっとも, 大日本帝国憲法(明治憲法)には, 地方自治に関する規定はおかれず, 知事は□2であったほか, 議会の権限も法律で定められた事項に限定されていた。これに対して, 日本国憲法では, 「地方公共団体の組織および運営に関する事項は, 地方自治の□3に基づいて法律でこれを定める」(92条)と規定した。今日では, 「地方自治」にとって, □4と□5の理念はいわば車の両輪であり, この2つの要素がかねそなわってはじめて, 「地方自治の□3」が実現されるものと解されている。

□4は, 都道府県や市町村など国から独立した地方公共団体が, みずからの意思と責任で地域の行政を行うべきとする原則である。1999年に, いわゆる□6一括法が制定され, 地方公共団体を国の下部機関と見なし国の事務を行わせてきた□7の制度が廃止されるなどの改革が行われたのは, 地方の自主性の拡大を期待したからに他ならない。この観点からは, 「□8」ともいわれる状況をあらため, 地方公共団体の 自主財源を充実させることも必要であるといわれている。

□5は, 地方行政を, その地方の住民の意思で自主的に処理することをさしている。わが国では, 住民の選挙で選ばれた議員で構成する議会および首長を通じて行政が行われる□9を原則とするが, 例外的に□10のしくみも一部取り入れられている。

また地方公共団体は, 自治行政権, 自治財政権のほか, 自治立法権も有し, 法律の範囲内で□11を制定することができる。

〔問1〕 文中の空欄□1～□11に入るもっとも適切な語句を以下の語群(ア)～(テ)のなかから選び, その記号を解答欄にマークしなさい。

- (ア) 地方自治規則 (イ) 集団自治 (ウ) 官選 (エ) 条例 (オ) 中央集権 (カ) 間接民主制
(キ) 直接民主制 (ク) 政令 (ケ) 1割自治 (コ) 公選 (サ) 3割自治 (シ) 団体自治 (ス) 本旨
(セ) 機関委任事務 (ソ) 独立 (タ) 団体委任事務 (チ) 市制・町村制 (ツ) 住民自治 (テ) 地方分権

〔問2〕 文中の下線部 について, 著書『近代民主政治』の中で, 「地方自治は民主政治の最良の学校」と述べたイギリスの政治学者は誰か, 解答欄に記入しなさい。

〔問3〕 文中の下線部 について, 地方財政の国への依存体質は顕著であるが, そうした依存財源のうち, 地方公共団体の財政力の格差是正のため国税の一部を地方公共団体の一般財源として配分するものを何というか, 適切な語句を解答欄に記入しなさい。

【2】2005 獨協大学 2/1, A方式, 本学・地方 経済学部, 法学部

〔問1〕 1 (チ) 2 (ウ) 3 (ス) 4 (シ) 5 (ツ) 6 (テ) 7 (セ) 8 (サ) 9 (カ)
10 (キ) 11 (イ) 〔問2〕 J . プライス 〔問3〕 地方交付税

【3】2005 日本大学 2/7, A方式, 第1期, 本学 法学部第一部

地方自治は, 民主政治の基礎というべき意義をもち, A プライスはその重要性を主張した。また, [イ]の著書『アメリカの民主政治』のなかでも地方自治が民主主義に貢献するとの考えが主張された。日本国憲法は, 第8章で, B 地方自治を憲法上の制度として保障している。そして, 第92条では, 地方公共団体の組織・運営について定める法律(地方自治法)が, C 地方自治の本旨にのっとったものでなければならないことを規定している。日本における地方自治への関心の高まりは, 最近, 各地で見られる D 住民投票の動きなどに見ることができる。

しかし、憲法の規定とは裏腹に、現実には、国は地方公共団体を出先機関として扱う傾向が根強く残り、自治を妨げるものとして、いくつかの問題が指摘されてきた。本来、真の地方自治を実現するには国と地方の関係を対等・協力関係とし、両者の役割分担を適正・明確にしなければならない。そのため、1999年には、関係する法律の整備が行われた。これによって、地方公共団体の事務は改編された。

しかしながら、地方公共団体の独自の財源は地方財政のなかで占める割合が3割から4割程度にすぎず、残りの財源は主として、国からの配分にたよるざるをえないため、国と地方公共団体の間での財源の再分配という課題はなお残されている。

こうしたなかで、地方公共団体側にも、広域連合の設置など、事務処理能力の強化や主体的・効率的に事務事業を推進する工夫が求められている。

問 21 下線部 A に関する記述として正しいものを、以下の 1 ～ 4 の中から一つ選び、記入しなさい。

- 1 明治憲法下の日本の地方自治の現状に接し、日本にも地方自治を教える学校が必要であると主張した。
- 2 ドイツの民主主義が住民自治の伝統のうえに築かれてきたことを主張した。
- 3 身近な問題との取り組みを通じて国政の運営に必要な能力を養う場として、地方自治を考えた。
- 4 彼の地方自治についての考え方は、「草の根民主主義」とは異なるものである。

問 22 空欄[イ]に該当する人名を、以下の 1 ～ 5 の中から一つ選び、記入しなさい。

- 1 ケインズ 2 トックビル 3 マッカーサー 4 マルクス 5 フーリエ

問 23 下線部 B に関する記述として正しいものを、以下の 1 ～ 4 の中から一つ選び、記入しなさい。

- 1 日本国憲法は、地方公共団体を普通地方公共団体と特別地方公共団体に分けて規定している。
- 2 日本国憲法は、特定の地方公共団体に関する法律の制定には、当該団体の議会の合意を必要としている。
- 3 明治憲法では、知事は官選知事であった。
- 4 明治憲法でも、地方自治制度を明文で規定していた。

問 24 下線部 C に関し、次の各説明に対応する語句の正しい組み合わせを、以下の 1 ～ 4 の中から一つ選び、記入しなさい。

ア 地方公共団体の長と議会の議員は、直接住民によって選ばれる。

イ 地方公共団体は、国から独立してその地域の行政を執行することができる。

ウ 地方公共団体の住民は、直接請求によって、条例の制定を求めることができる。

- | | | | |
|---|--------|--------|--------|
| 1 | ア 団体自治 | イ 住民自治 | ウ 住民自治 |
| 2 | ア 団体自治 | イ 住民自治 | ウ 団体自治 |
| 3 | ア 住民自治 | イ 団体自治 | ウ 団体自治 |
| 4 | ア 住民自治 | イ 団体自治 | ウ 住民自治 |

問 25 下線部 D に関する記述として正しいものを、以下の 1 ～ 4 の中から一つ選び、記入しなさい。

- 1 1996 年新潟県巻町で原子力発電所の建設計画についての是非を問うため、条例にもとづいて住民の意見を聞いたのが国内初の事例である。
- 2 住民は、地方公共団体の主要な公務員を住民投票で解職できる。
- 3 住民は、有権者の 50 分の 1 以上の署名で議会に対して直接に条例の制定・改廃を請求できる。
- 4 住民が地方公共団体の違法な行為の取消しを求めて裁判を起す場合、住民投票による過半数の賛成が必要である。

問 26 下線部 E に関する記述として正しいものを、以下の 1 ～ 4 の中から一つ選び、記入しなさい。

- 1 機関委任事務について，地方公共団体の議会は，国の指揮・監督に服することが多々あった。
- 2 機関委任事務が都道府県の事務全体の3割を占めていた。
- 3 都道府県では，人事面で中央省庁との結びつきが強く，その事務が国の意向に左右されることがあった。
- 4 市町村では，人事面で中央省庁との結びつきが強かったが，市町村が行う事務には機関委任事務は存在しなかった。

問 27 下線部 F に関する法律として正しいものを，以下の 1～5 の中から一つ選び，記入しなさい。

- 1 地方分権推進法 2 地方分権一括法 3 行政手続法 4 地方財政法 5 公職選挙法

問 28 下線部 G に関する記述として正しいものを，以下の 1～4 の中から一つ選び，記入しなさい。

- 1 地方公共団体の固有の事務として独自に処理できるのが法定受託事務である。
- 2 本来的に国が行うべき事項を国から委託を受けて処理するのが自治事務である。
- 3 自治事務は，全体の事務から法定受託事務を除いた残りの事務すべてをいう。
- 4 法定受託事務には，都道府県から国へ実施を委託した事務も含まれる。

問 29 下線部 H に関する記述として正しいものを，以下の 1～4 の中から一つ選び，記入しなさい。

- 1 地方交付税とは，地方公共団体間の財政格差を是正するために国税の一部を配分する制度である。
- 2 地方交付税とは，義務教育や道路，河川の整備などの経費の一部を国が負担する制度である。
- 3 国庫支出金として国から地方公共団体に支給された金銭については，国からその一部またはを全部について用途を指定されることはない。
- 4 国庫支出金とは，科学技術の研究補助，貿易振興補助金など，国が地方公共団体に対して奨励的立場から援助するものであり，国庫補助金とは区別される。

問 30 下線部 I に関する記述として正しいものを，以下の 1～4 の中から一つ選び，記入しなさい。

- 1 市町村合併をした複数の地方公共団体の総称である。
- 2 複数の市町村などが，国や都道府県から権限・事務の委任を受け，広域的・総合的な計画に基づく行政をめざすものである。
- 3 地方分権化社会のなかで広域連合は注目されているが，全国でいまだ具体例はない。
- 4 広域連合の代表には，広域的な視点を確保するために，国から派遣される国家公務員が就任しなければならない。

【4】2005 日本大学 2/7, A 方式, 第 1 期, 本学 法学部第一部

問 21 3 問 22 2 問 23 3 問 24 4 問 25 1 問 26 3 問 27 2 問 28 3 問 29 1
問 30 2

【5】2006 明治大学 2/16, 3 教科方式, 本学 商学部

わが国の国家財政は多額の累積赤字を抱えているが，(a) 地方公共団体の累積赤字も同様に大変大きな金額になっている。また，地方公共団体が必要とする財源のうち(b) 地方税の割合は，地方全体で見ると 2004 年度で 4 割に満たない。国から地方への財政支援のうち主要なものは，国庫支出金と(A)である。後者は，国税の一定割合を地方公共団体の財政力に応じて交付するもので，用途が指定される国庫支出金とは異なり地方が用途を自主的に決定することができる。また，国税であるがその全額または一部が地方に譲与される地方譲与税という制度もある。例えば，(c) 消費税は税率 5 % のうちの(ア)% が地方消費税として地方に譲与される。

今後、わが国が地方分権を推進していくためには、地方公共団体の財政が国に大きく依存している現状を改革しなければならない。そのために、税源移譲、国庫支出金の削減、(A)の削減を同時に行う三位一体の改革が進められつつある。また、地方の課税自主権については、2000 年 4 月から、これまで認められていた法定外普通税に加えて(B)の創設が認められた。さらに、地方の活性化を図るため、全国一律の規制を特定の地域に限定して緩和する(C)法が 2002 年に成立した。

以上の改革に加えて、地方公共団体の行政の効率化を図るために市町村合併が有効な手段と考えられている。第 2 次世界大戦後の 1947 年には約 10,000 あった市町村は 1961 年までに合併によって大幅に減少したが、^(d)その後 1999 年 3 月末まではそれほど大きく減少していない。1965 年に施行された「合併特例法」は 10 年の時限立法であったがその後 3 回延長され、また、^(e)1999 年の改正では合併を推進させるための新たな財政上の優遇措置が用意された。この優遇措置によって、福祉サービスや産業廃棄物処理、ごみ処理などさまざまなサービスを住民に提供することが困難になりつつある小規模の町や村が近隣の都市と合併するケースが急増している。また、(D)都市の指定の弾力化が打ち出されたことから都市間合併も進んでいる。

問 1 (A) ~ (D) にもっとも適する語句を入れよ。

問 2 (ア) にもっとも適する数字を入れよ。

問 3 下線部(a)に関連して、地方公共団体の借入金残高の名目 GDP に対する比率は、2002 年度末でおよそ何%か。1 つ選びマークせよ。

20% 40% 60% 80% 100%

問 4 下線部(b)に関連して、次のうち地方税でないものはどれか。1 つ選びマークせよ。

相続税 事業税 固定資産税 住民税 自動車税

問 5 下線部(c)に関連して、消費税に関する以下の記述のうちもっとも適するものはどれか。1 つ選びマークせよ。

わが国の消費税は、1989 年に導入されたときから税率が 5 %であったが、この税率は他の国々の同様の税率と比較すると大変低い。

わが国の消費税では、年間の売上高に関係なくすべての事業者が納税している。

わが国の国税の内訳をみると、2003 年度では所得税額より消費税額の方が大きい。

消費税率はすべての人に対して同一なので、所得の低い層の負担が相対的に重くなる逆進性は存在しない。

消費税のような間接税では、累進的な所得税のような大きな所得再分配効果は期待できない。

問 6 下線部(d)に関連して、1999 年度末でわが国の市町村の数はおよそどのくらいか。1 つ選びマークせよ。

1,200 2,500 3,200 4,300 5,500

問 7 下線部(e)に関連して、「合併特例法」に基づく財政上の優遇措置が適用されるのはいつまでに合併申請をした場合か。1 つ選びマークせよ。

2002 年 3 月 2005 年 3 月 2007 年 3 月 2010 年 3 月 2012 年 3 月

【5】2006 明治大学 2/16, 3 教科方式, 本学 商学部

問 1 A 地方交付税交付金 B 法定外目的税 C 構造改革特別区域 D 政令指定問 2 1

問 3 問 4 問 5 問 6 問 7

【6】2006 立正大学 2/4, 2月前期, 本学

地方自治は、国民が、自己の生活現場で、地域の住民として、民主主義を実行し、福祉の増進を実現するための手段である。このため、地方自治は、「民主主義の学校」とも、呼ばれている。

地方自治は、二つの要素で構成されている。1つは、自治と言われるもので、地方公共団体(地方自治体)が、中央政府から相対的に自立して活動することを指す。もう1つは、自治と言われるもので、住民の・住民による・住民のための地方公共団体の運営が行われることを指す。

日本の地方公共団体は、地方自治法によれば、普通地方公共団体と特別地方公共団体とがある。普通地方公共団体は、地方自治を実行するために、日本国憲法と地方自治法によって、「議会」の設置と「長」の設置が認められ、住民の直接選挙で、議会の議員と長が選出されている。また、住民には、直接請求権が認められている。

問1 文中の空欄、に入る最も適切なものを下記の語群からそれぞれ一つ選び、マークしなさい。

- 1 集団 2 個人 3 地域 4 民衆 5 団体 6 公共 7 住民 8 居住 9 地元
10 分権

問2 文中の下線部aに関して、「民主主義の学校」と述べた人は、誰か。下記から正しいものを一つ選び、マークしなさい。解答番号は

- 1 ブライス 2 ホッブズ 3 ロック 4 モンテスキュー 5 ルソー

問3 文中の下線部bの普通地方公共団体に属する団体として適切なものを下記の語群から二つ選び、マークしなさい。解答番号は

- 1 特別区(東京23区) 2 都道府県 3 地方開発事業団 4 財産区 5 市町村
6 都道府県協議会 7 市町村協議会 8 特別区協議会 9 指定都市 10 中核市 11 特例市
12 国地方係争処理委員会

問4 文中の下線部cの特別地方公共団体に属する団体として適切なものを下記の語群から三つ選び、マークしなさい。解答番号は

- 1 特別区(東京23区) 2 都道府県 3 地方開発事業団 4 財産区 5 市町村
6 都道府県協議会 7 市町村協議会 8 特別区協議会 9 指定都市 10 中核市 11 特例市
12 国地方係争処理委員会

問5 文中の下線部dの直接請求権について、該当するものを下記の語群から四つ選びマークしなさい。解答番号は

- 1 議会の監査請求権 2 住民投票請求権 3 財政状況公表請求権 4 議会解散請求権
5 法律制定・改廃請求権 6 事務の監査請求権 7 世界遺産登録請求権 8 条例制定・改廃請求権
9 合併請求権 10 オリンピック誘致請求権 11 議員・長等の解職請求権 12 住民監査請求権
13 公の施設の設置請求権

【6】2006 立正大学 2/4, 2月前期, 本学

問1 (1) 5 (2) 7 問2 1 問3 2, 5 問4 1, 3, 4 問5 4, 6, 8, 11

【7】2005 立命館大学 2/4, A方式 政治経済・現代社会

1945年にが付与され、20歳以上の男女すべてに参政権が与えられて、約60年が経過するが、

近年における日本の選挙の投票率は必ずしも高くなく、政治不信や政治的無関心の蔓延^{まんえん}が懸念されている。

こうした状態については、いくつかの要因が考えられるが、第一に、度重なる政治腐敗があげられる。1970年代の〔B〕事件で田中角栄元首相が逮捕されたり、1980年代後半には未公開株の譲渡にからんだ〔C〕事件が起こり、その中で閣僚経験者が逮捕されたりした。こうした政治家の汚職事件の多発は、国民の中に政治不信を生み出したと考えることができる。

第二に、日本の選挙運動規制の厳しさも、ひとつの要因として考えられる。日本の選挙運動においては、伝統的に有権者宅への〔D〕訪問が禁止されている。また、1994年の公選法改正では、立候補者たちによる〔E〕も廃止された。この他にも、禁止ないしは制限されているものは様々あるが、その結果、立候補者たちは、実際の選挙運動においては、批判の多い連呼などに頼らざるをえず、そのことが有権者のさらなる選挙離れを加速させかねない状況にある。有権者の側も、選挙区の立候補者の政策や経歴を知るためには、選挙管理委員会が発行する〔F〕くらいしか手段がなくなってしまった。

さらに、第三に、国会が国権の〔G〕であるにもかかわらず、内閣提出法案の審議の際に政府委員として官僚が、閣僚に代わって答弁を行ったり、〔H〕立法の増大により、事実上、官僚の裁量が増大したりするなど、国会の形骸化が国民に幻滅を与えたことも指摘できる^{注1)}。

これらの影響により、世論調査でどの政党も支持しないと答える〔I〕層が、有権者の中で増大してきている。こうした〔I〕層は、1995年に東京都・大阪府知事選挙で、どの政党の推薦も受けない候補者を当選させるなど、大きな影響を与えた。

しかしながら、こうした動きは、地方自治体においては〔J〕や市町村長を直接選挙で選べることから有効であるが、一方、国政においては、首相は国会内において多数党の支持によって選ばれるので、どの政党の推薦も受けない候補者が選ばれたとしても、政治が変わる展望は大きいとはいえない。

したがって、日本において投票率の向上を果たすには、やはり政党が国民の信頼に耐えうる程度までに成長していくことが、まず先決といえよう。

注1) なお、官僚が閣僚に代わって答弁できる政府委員の制度は、1999年の法改正で廃止された。

〔1〕 〔A〕～〔J〕にあてはまるもっとも適切な語句を記入せよ。

〔2〕 下線部 のような選挙運動規制に抵触し、立候補者の父母や配偶者、秘書などが刑に処された場合、立候補者の当選が無効となる場合があるが、こうした制度を何と呼ぶか。漢字三字で答えよ。

〔3〕 下線部 に関連して、次の文章の〔イ〕～〔ハ〕にあてはまるもっとも適切な語句または数字を記入せよ。

1994年に成立した政党助成法では、所属国会議員〔イ〕人以上の政党、ないしは直近の国政選挙の得票率〔ロ〕%以上の政党には、〔ハ〕という助成金が与えられることになった。

〔4〕 下線部 に関して、日本の法律で選挙運動として許されているものを次の中から一つ選び、記号で答えよ。

- (あ) ある立候補者が、選挙戦最終盤に有権者宅一軒一軒に電話をして、自分への支持を広げるよう、運動員に指示した。
- (い) 参議院議員の任期満了の日の四ヶ月前に、選挙区立候補予定者の選挙運動ポスターを貼った。
- (う) 衆議院議員の任期満了の日の四ヶ月前に、小選挙区立候補予定者の選挙運動ポスターを貼った。
- (え) ある立候補者が、投票日前日に顔見知りの有権者五人に夕食をふるまって、自分への支持

を訴えかけた。

【7】2005 立命館大学 2/4, A方式 政治経済・現代社会

〔1〕A 普通選挙 B ロッキード C リクルート D 戸別 E 事前運動 F 選挙公報
G 最高機関 H 委任 I 無党派 J 知事 〔2〕連座制 〔3〕イ 5 □ 2
ハ 政党交付金 〔4〕(あ)

【8】2005 早稲田大学 2/20, 本学 政治経済学部

わが国には都道府県と市町村あわせて 2002 年度末で約 3260 の地方自治体があるが、現在、これら地方自治体は大きな変革の時期を迎えている。まず財政面についてみると、従来から地方自治体の財政基盤は弱く、かなりの財源を国に依存していた。さらに、バブル崩壊後は多くの自治体が財政危機に直面した。このような中央依存型の地方財政のあり方を見直すとの観点から、政府は「基本方針 2002」(注)において、国からの□1を削減し、その財源を地方税に移譲し、あわせて、□2を縮小するという、いわゆる□3の改革方針を打ち出した。こうした改革によって、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的・効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムを構築することを目指している。また、多くの自治体は独自課税の方策を模索しはじめている。

ところで、地方自治体が抱えているのは財政問題だけではない。2000 年に施行された地方分権一括法により、機関委任事務が廃止され、地方と国は対等になったが、A なお国は多くの点で自治体をコントロールしている。また、最近では、行政能率を高めるために、□4省主導で電子自治体化や、B 市町村合併が推し進められている。このような動きやそれらをめぐる議論の中で欠けているのが、C 地方選挙や選挙民による自治体政府コントロールなど政治の視点である。さらに、集権的な国家体制を分権化する仕組みとして全国を 7～10 のブロックに分け、それぞれに政治行政主体を設置する□5構想もあるが、これも財政および政治の視点から見直す必要があろう。

(注) 正式には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」という。

問 1 文中の□1～□5に最も適合する語句を解答欄に記入せよ。

問 2 □1の総額は 2003 年度で約 20 兆円であるが、「基本方針 2003」では 2006 年度までに□a兆円程度を目途に廃止・縮減を行うこととしている。また、「基本方針 2004」では 2006 年度までの税源移譲は□b兆円規模を目指すこととしている。□aと□bの金額の組み合わせのうちで最も近いものを次のア～オの中から選び、その記号を解答欄に記入せよ。

	ア	イ	ウ	エ	オ
a	4	3	6	7	15
b	3	4	6	10	10

問 3 1997 年度に地方消費税が創設されたが、消費税は一律課税であるので、所得に占める消費の割合が高い低所得者ほど税の負担割合が大きくなるという問題点があるといわれている。このような税の構造を何というか。解答欄に記入せよ。

問 4 次の文章のうち正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。

- ア 国民経済計算ベースで見ると、2002 年度中の地方政府の財政赤字額は中央政府のそれより大きい。
イ 地方政府の歳入総額に占める地方税の比率は、1970 年代中頃には約 30% (「3 割自治」) であったが、2004 年度当初予算ではこの比率は約 20% に下がっている。

- ウ 地方政府の普通建設事業費(公共投資に相当)のうち，中央政府にその財源を依存しないで行う地方単独事業費は最近 5 年間に於いても増加しており，これが地方政府の財政赤字を拡大させている。
- エ 都道府県の中で を受けていない団体は 2002 年度では東京都と神奈川県のみである。
- オ 2002 年度から東京都が導入した銀行に対する外形標準課税は，その後いくつかの府県で採用され現在に至っている。
- カ 事業税，固定資産税，自動車税，ゴルフ場利用税はすべて地方税である。

問 5 下線部分 A に関連して，もっぱら国が地方をコントロールする手段として利用されるものに○，自治体の独立を促進するものに△，どちらでもないものに×を解答欄に記入せよ。

- ア 住民基本台帳ネットワークシステム
- イ 中央官庁から都道府県への幹部職員の出向
- ウ 地方自治体の要請にもとづき複数の補助金を一括配分する統合型補助金

問 6 下線部分 B に関連して，市町村合併の説明として正しいものを 2 つ選び，その記号を解答欄に記入せよ。

- ア 明治の大合併は，地方自治を定着させるために行われ，合併した一定規模以上の市町村に自主課税権が認められた。
- イ 大正の大合併は，労組や政党など社会主義勢力を弱体化するために，中選挙区制の採用と同時に進められた。
- ウ 昭和の大合併は，1953 年の町村合併促進法により，市町村の財政規模を拡大するために実施された。
- エ 平成の大合併を促進するため，合併した自治体に特例債を発行して新庁舎などの施設を建設することが認められた。
- オ 平成の大合併を地方自治の拡充と結びつけるため，合併の可否の決定に当該自治体の住民投票の実施が義務づけられた。

問 7 下線部分 C について，市町村合併の結果として一般的に生じることが論理的に予測されるものをすべて選び，解答欄の記号を○で囲め。

- ア 代表性を高めるために議会の定数を変更しても，当初，議員は旧市町村を代表する意識を強くもつことがある。
- イ 選挙民の数が増えるので，レファレンダムやリコールなど直接請求に必要な署名集めが相対的に容易になる。
- ウ 納税者の数が増え税収が増加するので，福祉事業，清掃事業，上下水道管理などの住民サービスが向上する。
- エ 自治体の規模が大きくなり過ぎると，住民の参加や意見表明が難しくなり，住民と自治体政府の関係が疎遠になる。

【8】2005 早稲田大学 2/20, 本学 政治経済学部

- 問 1 1 国庫支出金[補助金] 2 地方交付税[地方交付税交付金] 3 三位一体 4 総務
- 5 道州制 問 2 ア 問 3 逆進課税 問 4 ア × イ × ウ × エ × オ × カ ○
- 問 5 ア × イ ○ ウ 問 6 ウ, エ 問 7 ア, エ

【9】2005 早稲田大学 2/23, 本学 社会科学部

日本国憲法では、第 92 条から第 95 条まで、地方自治について以下のように定められている。

第 92 条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、に基いて、法律でこれを定める。

第 93 条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、そのとして議会を設置する。

地方公共団体の長、その議会の議員及び^(A)法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第 94 条

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内でを制定することができる。

第 95 条

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてそのの同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

これらの条文は、戦後日本における民主的な統治機構の実現と運営に、民主的な地方自治制度の存在が不可欠であることを、憲法のレベルで明示したものと言えよう。その後約半世紀を経て、日本の地方自治を取り巻く状況が大きく変化してきていることは言うまでも無い。1990 年代以降における一連の地方分権改革の流れのなかで、戦後日本における中央—地方関係の最大の特色と言われた機関委任事務が廃止され、団体自治の強化がはかられたと評価されている。他方、1996 年 8 月に行なわれた原子力発電所の建設をめぐる(a)の事例を皮切りに、以後全国各地でさまざまな争点をめぐる^(B)住民投票が実施されてきており、住民自治のより一層の実現を目指す動きがみられる。

21 世紀には、日本の地方自治の今後のあり方をめぐって、主として二つの課題が浮上している。第一は地方自治体の区域再編である。基礎的自治体のレベルでの「平成の市町村合併」が急速に進んでいることは、周知のとおりだが、さらに、最近では都道府県の区域と機能を再検討することを目的として、地方自治体、政党、民間有識者などから、いわゆる^(C)道州制の導入をめぐる提案や議論も起こってきている。第二の課題は、地方財政制度全体の見直しである。小泉内閣では、^(D)地方交付税改革、国庫補助金改革、(b)の三つの制度改革を並行して進めてゆくことを目指した、いわゆる三位一体改革が取り組まれてきた。しかしながら、中央各省や国会議員、都道府県や市町村などさまざまな立場からの賛否両論があり、その真の実現には未だ多くの課題が残されている。

問 1 空欄(1)～(4)に入る語句を、所定欄に記入せよ。

問 2 空欄(a)、(b)に入る最も適切な語句を、それぞれ次の語群ア～オから 1 つ選び、その記号をマークせよ。

(a) ア 岐阜県御嵩町 イ 徳島県徳島市 ウ 福井県美浜町 エ 三重県海山町
オ 新潟県巻町

(b) ア 年金保険料改革 イ 介護保険料改革 ウ 公共事業費の削減 エ 地方への税源移譲
オ 地方債の起債制限の撤廃

問 3 下線部(A)の「法律の定めるその他の吏員」に該当するものとして、かつて公選制が適用されたことのある役職をア～オから 1 つ選び、その記号をマークせよ。

ア 公安審査委員 イ 教育委員 ウ 人事委員 エ 民生委員 オ 選挙管理委員

問 4 下線部(B)の住民投票に関する記述として最も適切なものを、ア～オから 1 つ選び、その記号をマ
地方自治

ークせよ。

ア 1960 年代末には、公害問題を争点とする住民投票の実施をめぐって、憲法第 95 条に基づく住民投票以外の住民投票を違憲とする最高裁判決が下されている。

イ 一連の地方分権改革の流れのなかで、1999 年 7 月の国会では、住民投票基本法が制定された。

ウ 1990 年代には、産業廃棄物処理施設や原子力発電所の建設を争点とする住民投票が実施されたが、最近では、介護保険制度や保育所の設置など福祉問題を争点とする事例が目立って増加している。

エ 最近の住民投票では、永住外国人や 20 歳未満の住民にも投票権を認める事例がでてきている。

オ 人口 3 万人未満の市町村においては、市町村合併の是非を争点とする住民投票の実施には、有権者の三分の一を超える署名に基づく直接請求が必要である。

問 5 下線部(C)の道州制に関する記述として最も適切なものを、ア～オから 1 つ選び、その記号をマークせよ。

ア 戦後日本における道州制論の発端は、1950 年のシャウブ勧告での都道府県廃止論である。

イ 日本経済団体連合会や中部経済連合会など、いくつかの経済団体も、道州制や府県再編論を提案または支持している。

ウ 小泉首相は、2003 年秋の総選挙での公約に「九州道州制特区」構想を提唱し、選挙後の臨時国会では、道州制特別法が可決された。

エ 北海道知事、岩手県知事をはじめ全国の知事の多くは、都道府県廃止につながることを理由として、最近の道州制の導入に強く反対している。

オ 最近の道州制案の多くは、道州を国の行政区画とし、道州知事が国家公務員の立場で、各省の地方出先機関を統括すべきことを提唱している。

問 6 下線部(D)の地方交付税の財源として誤っているものをア～オから 1 つ選び、その記号をマークせよ。

ア 所得税 イ 法人税 ウ 固定資産税 エ たばこ税 オ 酒税

【9】2005 早稲田大学 2/23, 本学 社会科学部

問 1 (1) 地方自治の本旨 (2) 議事機関 (3) 条例 (4) 過半数 問 2 (a) オ (b) エ

問 3 イ 問 4 エ 問 5 イ 問 6 ウ